

東山梨行政事務組合火災予防条例の一部改正について

平成26年11月1日施行

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会会場で発生した、死者3名、負傷者56名を出した火災を踏まえ、多数の者の集合する屋外での催しの開催に際し、対象火気器具等を使用する場合は消火器の準備や消防署への届出を義務付けるほか、屋外に於ける大規模な催しで、防火安全対策上、事前の防火管理体制の構築が必要と認められる催しについて、催しを主催する者等に対して、防火担当者の選任や火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

1 対象火気器具等の取扱い基準（条例第18条～第22条関係）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催し（※1）に際し、対象火気器具等（※2）を使用する場合は、消火器を準備し使用することとなります。

※1「多数の者の集合する屋外での催し」とは

一時的に一定の場所に不特定多数の人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しで、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会、区や自治会等で開催する縁日、キャンパスを開放して行う学園祭等、一定の社会的広まりを有するものを対象とします。

したがって、友人同士や近親者等によるバーベキュー、幼稚園、保育園等で父母が主催する餅つき大会のように、相互に面識のある者同士が集合しおこなう催しなど、集まる者の範囲が個人的つながりに留まる場合は、規制の対象外となります。

※2「対象火気器具等」とは

液体燃料、固体燃料、気体燃料、電気を熱源とするもの等、その使用に際し火災の発生のおそれのある器具等をいいます。

【例示】



2 対象火気器具を使用する露店等の開設届出（条例第45条関係）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外における催しに際し、対象火気器具を使用する露店等を開設する場合は、事前（概ね5日前まで）に管轄する消防署長に届出（露店等の開設届出書）をしなければなりません。

① [露店等開設届出書]作成 → ③届け出 → 所轄消防署



②消火器の準備



④催し当日現地確認・防火指導



pixta.jp - 4171839

※届け出は、当該催しを主催する者、露店等の開設を総括する者等が取りまとめて提出すること。

3 屋外に於ける大規模な催しの防火管理

(1) 大規模な催しの指定(条例第42条の2)

祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件(※3)に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを「指定催し」として指定することとなります。

※3「消防長が定める要件」(条例施行規程関係)

- (1) 1日当たり10万人を越える人が集合し、雑踏の発生が予測される催しで、かつ、当該催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える催し。
- (2) 前号に規定するもののほか、防火安全対策が特に必要と認められる催し。

※ 消防長が「指定催し」に指定する場合は、事前に関係者から意見等を聴取し、催しの規模、形態及び防火安全対策等の確認をおこない決定することとなります。

(2) 防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等(条例第42条の3)

消防長が指定する「指定催し」を主催する者は、当該催しの防火担当者(※4)を選任するとともに、防火担当者をもって「火災予防上必要な業務に関する計画」(※5)を作成させ、当該計画に従って必要な業務を行わせなければなりません。

※4「防火担当者」とは

当該「指定催し」に於ける、防火・火災予防・安全対策等の総括的管理を行う者をいいます。[㊦消防法上の『防火管理者』とは異なり、資格要件は必要としません。]

※5「火災予防上必要な業務に関する計画」とは

当該「指定催し」に係る火災予防上必要な業務に関するもので、次の事項を網羅する計画書を提出することとなります。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) その他、火災予防上必要な業務に関すること。

4 届出等

- (1) 消防長が指定する「指定催し」に係る、防火担当者の選任及び火災予防上必要な計画書は、当該「指定催し」を開催する日の14日前までに管轄する消防署長に提出することとなります。
- (2) 「露店等の開設届出書」及び「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」は、東山梨行政事務組合ホームページからダウンロード出来ます。

5 その他

当該火災予防条例の改正について不明の点等がございましたら下記にお問い合わせ下さい。

- (1) 東山梨消防本部予防課 Tel 0553(32)5025
- (2) 塩山消防署予防係 Tel 0553(32)5024
- (3) 山梨消防署予防係 Tel 0553(22)0119